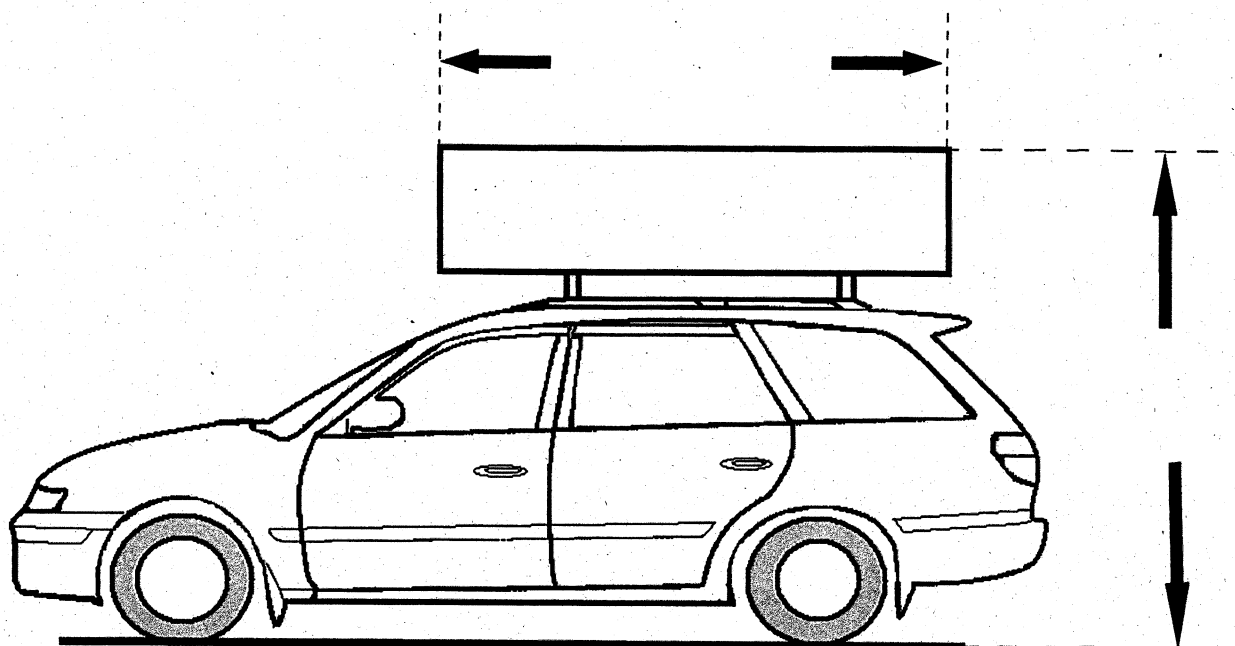


選挙運動等説明会資料		選挙運動に関する道路交通法令適用上の取扱いについて	令和7年7月29日(火) えびの警察署
番号	行為類型	一般的な道路交通法の適用	選挙運動に関する取扱い
1	乗車定員	○ 自動車検査証に記載された乗車定員の範囲 【道交法第57条第1項】 【道交法施行令第22条】	● 適用除外されない。
2	座席ベルト	○ 運転者及び同乗者に装着義務 【道交法第71条の3】 【道交法施行令第26条の3の2】	● 候補者及び選挙運動に従事する者については装着義務が免除される。 【道交法施行令第26条の3の2第1項第8号及び同条第2項第8号】
3	停車・駐車	○ 停車及び駐車が禁止される場所 【道交法第44条】 ・法定禁止場所 交差点内、横断歩道上及びその側端から5メートル以内など ・指定禁止場所 道路標識による駐停車禁止規制(バス専用(優先)レーン規制に伴う駐停車禁止)	● 適用除外されない。
		○ 駐車が禁止される場所 【道交法第45条第1項、同条第2項】 ・法定禁止場所 消火栓等から5メートル以内、道路工事区域の側端から5メートル以内など ・指定禁止場所 公安委員会の道路標識による規制	● 適用除外されない。 ● 適用除外される。 【県道交法施行細則第4条第1項第5号コ】
		○ 時間制限駐車区間 【道交法第49条の4】 高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止	● 適用除外される。 【県道交法施行細則第4条第1項第5号コ】

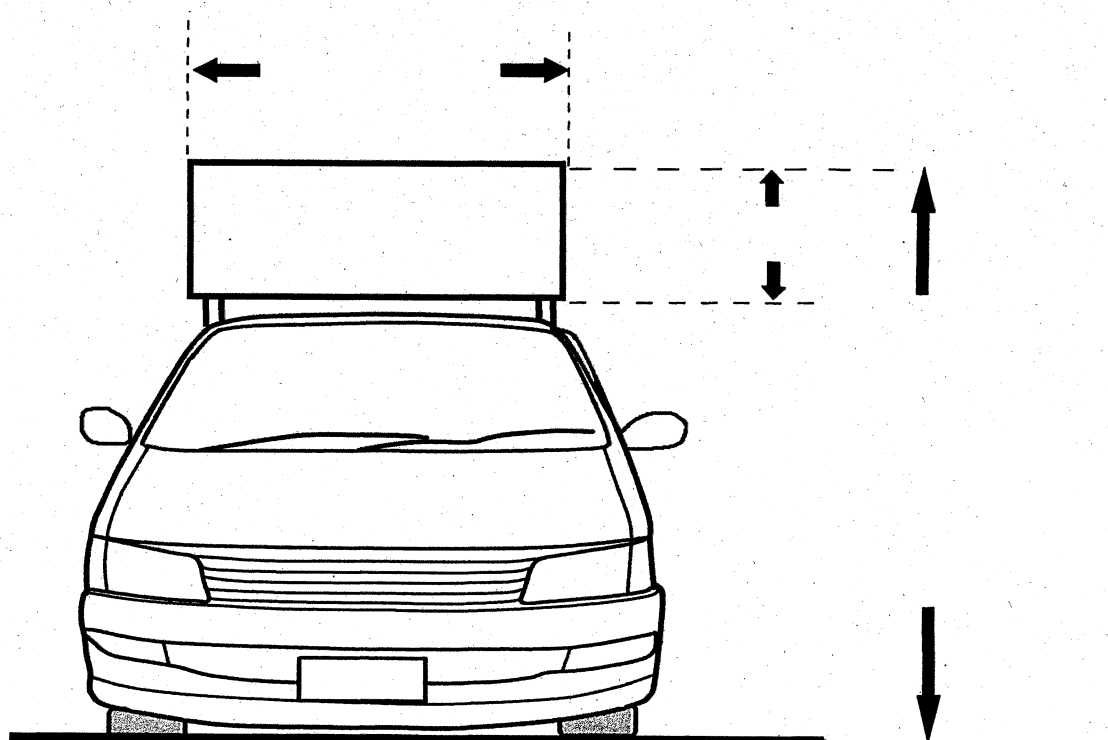
4	通 行 禁 止	○ 公安委員会の道路標識により通行が禁止されている道路 【道交法第8条第1項】	● 適用除外される場合がある。 【県道交法施行細則第4条第1項第3号カ】 ※ 適用除外される規制 ・「車両通行止め」 ・「二輪の自動車以外の自動車通行止め」 ・「大型貨物自動車等通行止め」 ・「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」 ・「大型乗用自動車等通行止め」 ・「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」 ・「車両（組み合わせ）通行止め」 ・「自転車及び歩行者専用」 ・「自転車専用」 ・「歩行者専用」
		○ 通行止め、一方通行 【道交法第8条第1項】	● 適用除外されない。
5	設備外積載	○ 自動車への看板の直接取り付け ・ 車検証の高さ等の記載変更がなければ設備外積載の許可必要 【道交法第56条第1項】	● 適用除外されない。 ・ 紙、布等で制作されたポスター等を自動車の外周に貼り付け、又は巻き付ける場合は除く。
		○ ルーフキャリア（積載装置）への看板取り付け ・ 積載装置の上部に適正に取り付ける場合は、許可不要。【車幅をはみ出さない。高さ3.8m（軽自動車は2.5m）。長さのはみ出しは、車長の1/10を超えない。】 ・ 積載装置の外周に取り付ける場合は、設備外積載許可が必要。 【道交法第56条第1項】	● 適正に取り付ければ適用除外される。 ・ 出発地を管轄する警察署において、窓口受付時間申請受理（書面審査）。 ・ 看板の記載内容がわからない措置を講じること。
6	道 路 使 用	○ 看板等の掲出 ・ 道路使用許可必要 【道交法第77条第1項第2号】 ・ 道路に交通の妨害となる方法で物件を放置してはならない。 【道交法第76条第3項】	● 許可の対象となる場合がある。（土に埋め込むなどの場合、許可が必要、許可期間は必要最小限） ・ 管轄警察署と協議が必要。

登録番号

1 側面図

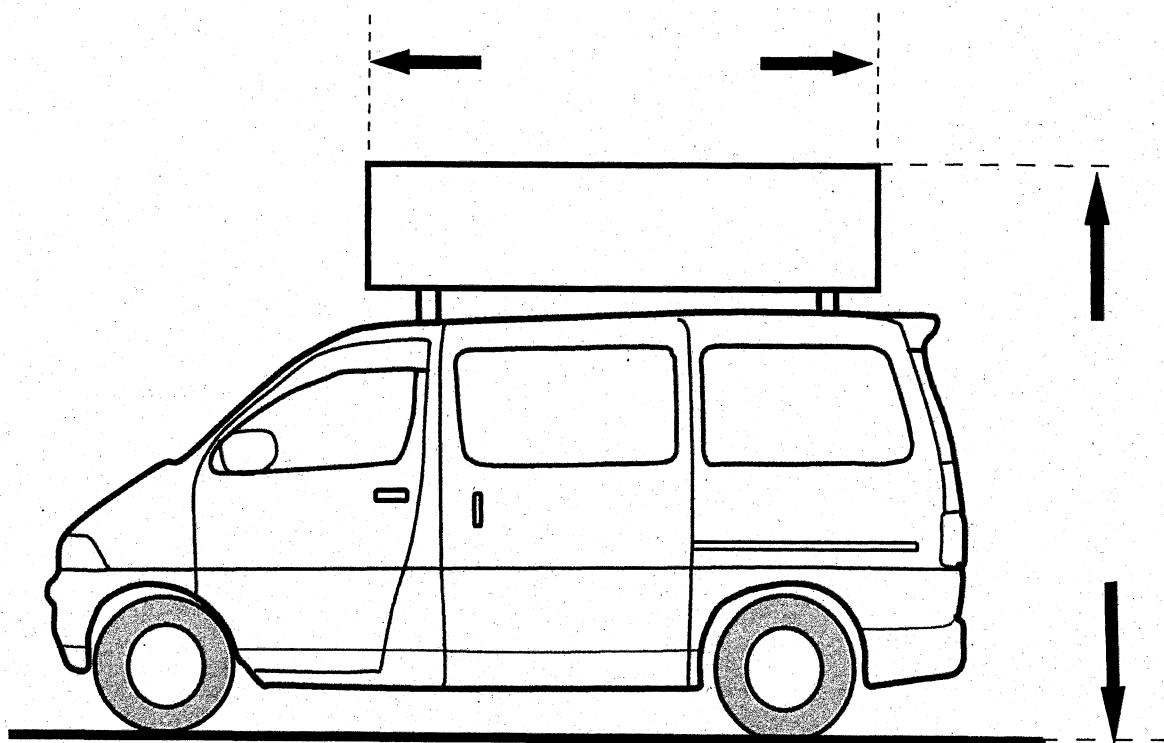


2 前面図

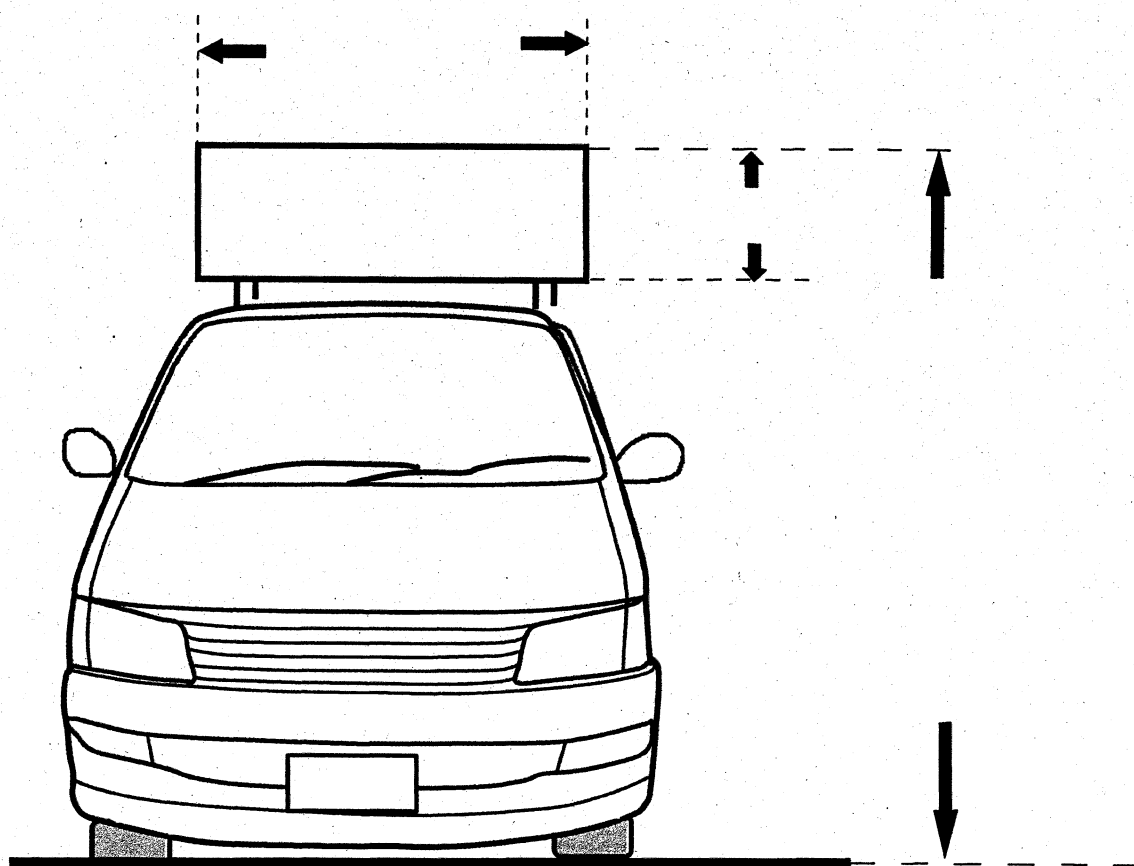


登録番号

1 側面図

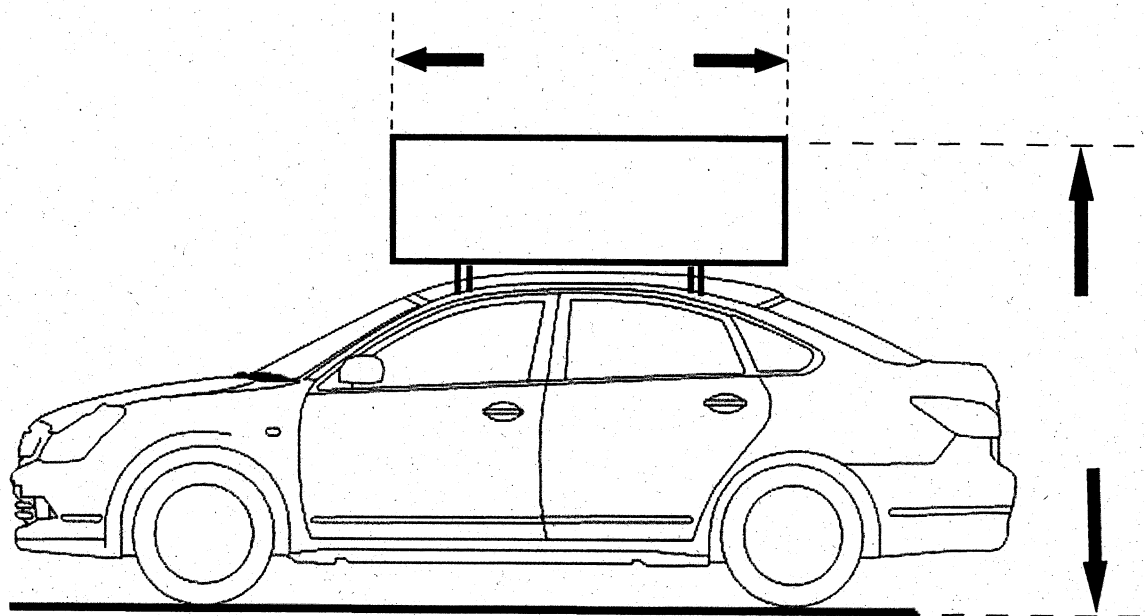


2 前面図

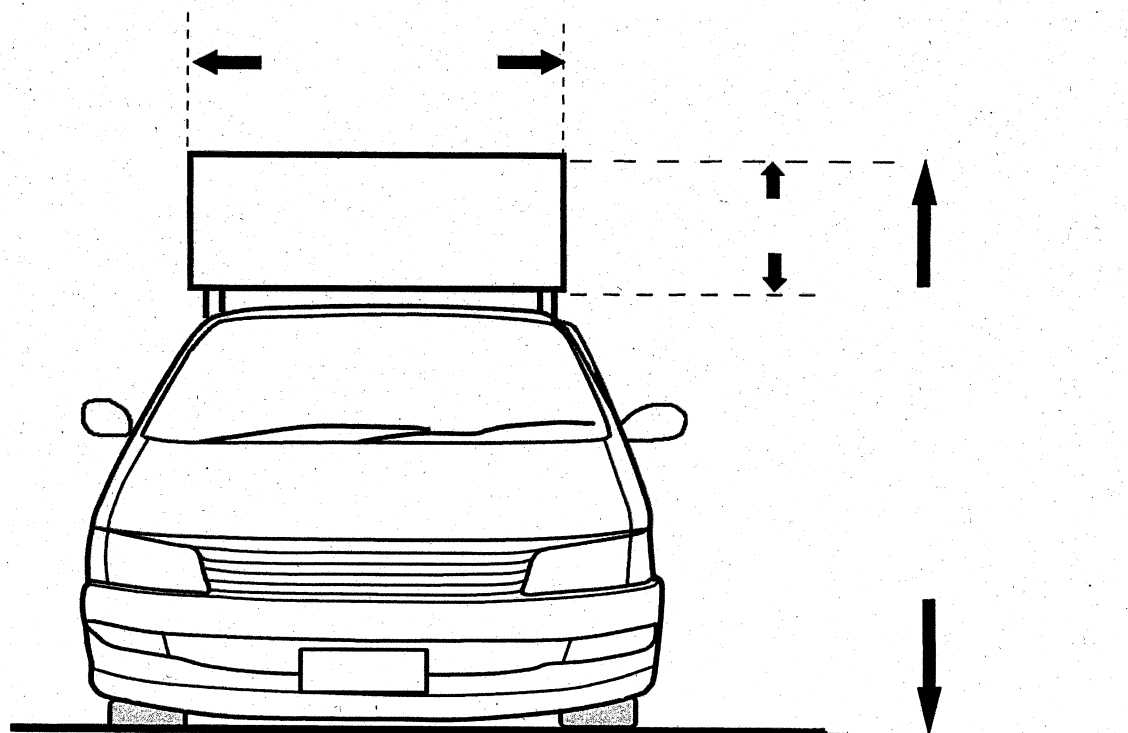


登録番号

1 側面図



2 前面図



制限外積載 設備外積載 荷台乗車 許可申請書 年 月 日 警察署長 殿 住所 申請者 氏名 印						
申請者の免許の種類		免許証番号				
車両の種類		番号標に表示されている番号				
車両の諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量		
	m	m	m	kg		
運搬品名						
制限を超える大きさ 又は重量	長さ	幅	高さ	重量		
	m	m	m	kg		
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右		
	m	m	m	m		
設備外積載の場所		荷台に乗せる人員				
運転の期間	年 月 日から 年 月 日まで					
運転経路	出発地	経由地	目的地			
	通行する道路					
第 号 制限外許可証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 <table border="1"> <tr> <td>条 件</td> <td></td> </tr> </table> 年 月 日 警察署長 印					条 件	
条 件						

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

※ この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会、窓口は交通規制課となります。）この処分の日の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

設備外積載許可申請書（記載例）

別紙 5

連絡先 連絡先を記入 事務所名 事務所名を記入 候補者名 候補者名を記入
別記様式第四（第八条関係）

制限外積載 <u>設備外積載</u> 許可申請書 荷台乗車 設備外積載を丸で囲む。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇 警察署長 殿 住所 運転者の住所 申請者 氏名 運転者氏名 (印)						
申請者の免許の種類	(例) 普通	免許証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇			
車両の種類	(例) 普通	番号標に表示されている番号	宮崎330〇 1234			
車両の諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量		
	〇. 〇〇m	〇. 〇〇m	〇. 〇〇m	貨物車のみ記入		
運搬品名	選挙用屋根上取付看板					
制限を超える大きさ 又は重量	長さ	幅	高さ	重量		
			(印)			
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右		
			(印)			
設備外積載の場所		荷台に乗せる人員				
自動車の屋根上		(印)				
運転の期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで					
運転経路	出発地	経由地	目的地			
	〇〇市(町)	(印)	県・市・町内一円			
	通行する道路		〇〇〇 一円の道路			
第 号 制限外許可証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">条 件</td> <td></td> </tr> </table> 平成 年 月 日 警察署長 (印)					条 件	
条 件						

照会番号まで
記載する。

車検証のとおり
記載する。

→看板設置日から
看板をはずす日
まで。

※ 提出時必要書類等（免許証、車検証、印鑑、運転経路一円図面、運転者複数の場合は、運転者一覧表又は運転者の免許証の写し）赤字は、記入等の部分、2部作成